

社会福祉法人
大津市社会福祉協議会

はい!!
大津市社協です



1. 社会福祉協議会（社協）とは？

1 社会福祉協議会のあらし

社会福祉協議会（以下、社協）は、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした、民間団体です。社協は、地域に暮らす住民のほか、自治連合会（自治会）、民生委員児童委員、社会福祉法人をはじめとした社会福祉施設、ボランティア団体、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、さまざまな活動を行っています。たとえば、生活や就労に関する相談事業、ボランティアや住民活動の側面的支援、赤い羽根共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域福祉の推進に取り組んでいます。

2 市区町村社会福祉協議会

皆様がお住いのもっとも身近な地域で活動しているのが、市区町村社会福祉協議会（以下、市区町村社協）です。高齢者や障がい者の在宅生活を支援するための訪問介護や配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズにこたえるため、それぞれの社協が地域性を活かし独自の事業に取り組んでいます。たとえば、地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽につどえる「サロン活動」やボランティアを「したい方」と「してほしい方」をつなげる「ボランティアセンターの運営」等、身近な地域福祉を推進しています。市区町村社協は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを持っており、多くの人々との協働を通じて、地域の最前線で活動しています。

3 大津市社会福祉協議会について

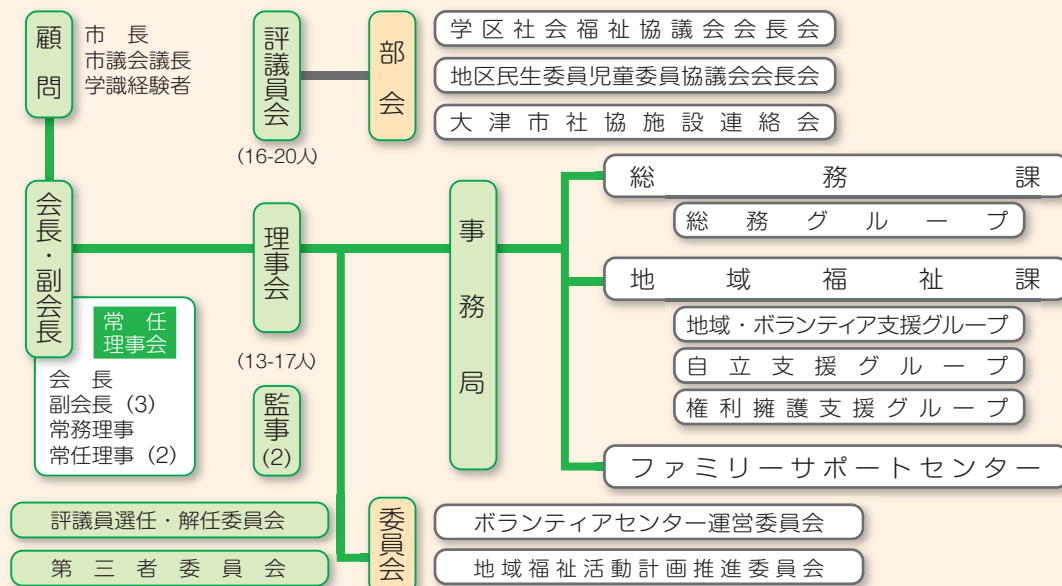
大津市には、約34万人の人が暮らしています。私たち大津市社会福祉協議会（以下、本会）は、子どもからお年寄り、何らかの障がいを持っている方、心に病気を抱えている方、外国人の方など、いろいろな人が主体の「福祉のまちづくり」を進めています。本会は、福祉のまちづくりのために、市内36学区に組織されている、学区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会やボランティア団体等と一緒に地域福祉を推進しています。また、困りごとを抱えた方の相談をお聴きする「ふれあい相談」、判断能力が低下してきた方の権利をお守りする「地域福祉権利擁護事業」などの相談事業も実施しています。本会は地域性、住民性に合わせた福祉活動を実施しております。



2.

大津市社会福祉協議会の概要

1 大津市社協組織図



2 組織構成会員

社会福祉協議会は、福祉関係団体をはじめとする組織・団体が会員となり、幅広い意見を反映させて本会の運営や事業を行う協議体としての役割が求められています。本会は、会員制度として、組織構成会員制度を設け、市内の学区社協、市民児協連、社会福祉施設等に会員加入していただき、幅広い意見を取り入れる仕組みを作っています。

組織構成会費 2,000 円／1 団体

3 賛助会員

賛助会員は、本会の趣旨や事業に賛同していただいた方に加入いただき、財政面から支えていただく仕組みです。本会では、住民だけでなく、団体や法人の賛助会員も募集しており、会費については、右記の表のとおりです。

一般賛助会員

区分	会費（一口）
個人	2,000 円
団体	3,000 円
法人	5,000 円

特別賛助会員

区分	会費（一口）
個人	10,000 円
団体	
法人	

4 善意銀行（寄附）

本会では、市民や団体、企業からの寄附を受け付けており、それらの寄附は皆様の善意からなる善意銀行と呼ばれています。皆様から頂いた寄附は、本会を通じて、生活に困窮している方の生活支援物資や地域福祉活動の資金に充てられています。

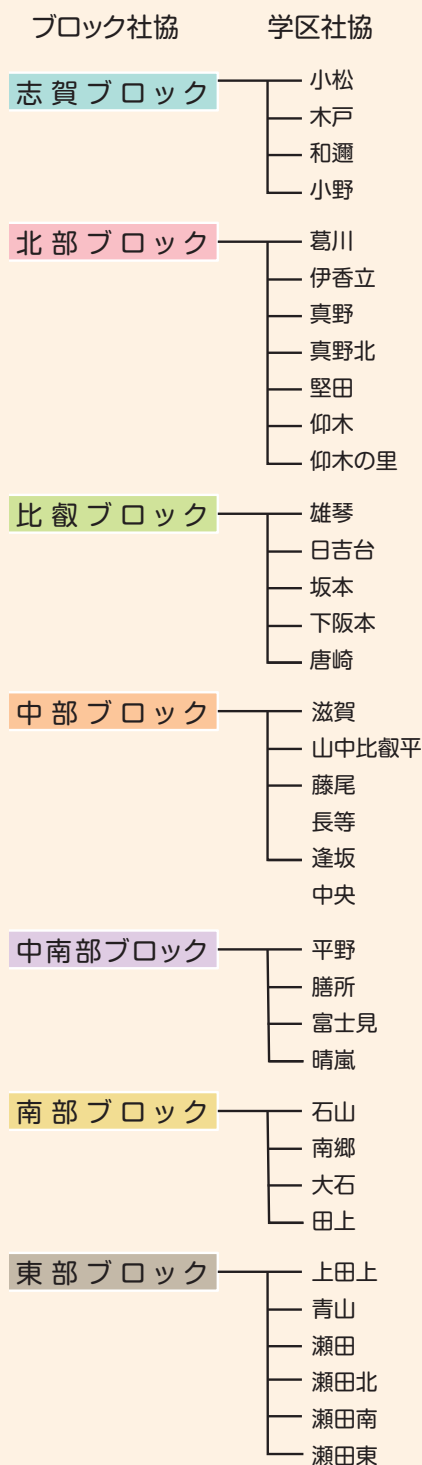
* 本会の賛助会費やご寄附は、税額控除の対象となります。詳しくは、お近くの税務署までお問い合わせください。

3. 学区社会福祉協議会への支援

学区社会福祉協議会（以下、学区社協）は、住民が主体となり、地域に根ざした福祉のまちづくりを進める地域福祉の基盤組織です。大津市内の36学区すべてに組織されています。

また、福祉のまちづくりを目的として、自治会や民生委員児童委員をはじめとする地域のさまざまな団体住民が協力しあって組織を作り、活動を進めています。

大津市社協は、学区社協と連携しながら、一緒に福祉のまちづくりを進めています。





学区社協の取り組みの一部をご紹介します

ふれあいサロンの支援

自治会館や市民センターなどで気軽に集まれる居場所として開催されており、大津市内には約200を超えるふれあいサロンがあります。



ふれあい給食

地域にお住まいの一人暮らし高齢者に月に一度、手作りのあたたかなお弁当を配食し、高齢者の健康の向上や見守りにつなげています。

現在25学区で実施しており、大津市全体で年間約16,000食のお弁当を届けています。



寺子屋プロジェクト

長期休暇中の子どもの居場所づくりや宿題のお手伝いをしています。「地域の子どもは地域で育てる」あたたかい取り組みです。



その他にも・・・

高齢者の安心のための「いのちのバトン」の推進



地域福祉の担い手づくりや仕組みづくりのための地域福祉講座

4. 大津市民生委員児童委員協議会連合会について

1 民生委員児童委員活動

民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域で住民の立場に立ってさまざまな相談を受けたり、関係機関と連絡を取り、困りごとの解決に向けたサポートを行う「地域のつなぎ役」です。大津市内には654名（H30年現在）の民生委員児童委員が活動しています。

子どもに関すること、障がい児・者に関すること、高齢者に関すること、その他生活全般に関することなど、さまざまな相談に応じます。また、民生委員児童委員には守秘義務があり、住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重します。

本会は、大津市民生委員児童委員協議会連合会の事務局として、民生委員児童委員の活動を支援しています。



民生委員児童委員の
訪問の様子

2 ネットワーク台帳の登録と見守り

ネットワーク台帳は、在宅で生活する高齢者等、支援の必要な人が安心して生活をするため、また地域の民生委員児童委員が必要な見守りや援助をするため、必要事項を記入し、行政・地域関係者の支援ネットワークをつくることを目的として実施しています。大津市内にネットワーク台帳の登録者は約20,000人います。

ネットワーク台帳登録用紙

ネットワーク台帳更新用紙



3 相談活動セミナー（初級・中級）

H29年度実績

大津市民生委員児童委員協議会連合会が主催している相談活動セミナーでは、初級と中級に分かれ、相談の心構えや事例を通した研修を行っています。この相談活動セミナーを修了した民生委員児童委員は約1,500名（H29年度）います。



セミナーの様子

	内 容	
初級	1	高齢者の消費者被害について
	2	法律相談について
	3	相談・面談の進め方
	等 合計 6 回開催	
中級	1	相談面接の進め方
	2	暮らしの中の困りごと
	3	心のトラブル・心の健康
	等 合計 4 回開催	



5. 施設連絡会について

施設連絡会は、大津市内の福祉施設同士が横のつながりを作ることや地域における公益的な取組を実施するために発足しました。福祉施設が地域への取り組みを行うことで、複雑多様なニーズに対応できる地域力の向上を目指しています。



年に4回程度、大津市域の取り組みを考える幹事会を開催しています。幹事会には、施設連絡会の役員が参加します。



ブロック連絡会を開催しています。分野を越えて、“近所”という強みを活かし、連携を深めています。

6. ボランティア支援

大津市ボランティアセンターは、社会福祉に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動・市民活動を応援するために、大津市社会福祉協議会に設置されています。

1 ボランティアセンター事業

① ボランティアに関する相談・調整

ボランティア活動を始めたい方、参加したい方をはじめ、ボランティアを受け入れたいなど、ボランティアに関する相談の調整、コーディネートを行っています。



② ボランティア講座の開催

ボランティアに関心のある方を対象に、「出会いのボランティアカフェ」や傾聴ボランティア養成講座などを開催しています。



③ ボランティアグループへの活動支援

ボランティアセンターに登録されているグループは151グループあります。登録グループ同士の交流会や連絡会の開催のほか、助成金の案内やグループ運営の相談、新たなグループ立ち上げなどの相談援助を行っています。

④ ボランティア保険の加入

ボランティア活動による万が一の事故への備えとして、ボランティア保険等の加入をおすすめしています。



2 福祉教育・福祉体験

学校、企業、地域などで行われる講座や研修への支援を通して、人権教育や他者理解を進める福祉教育への支援を行っています。

講座の内容や企画相談、講師の調整など右記の体験用具の貸し出しを行っています。高齢者疑似体験や車いす体験、手話・点字などを当事者から学び、「誰もが社会参加できる地域づくり」を進めています。

☆体験用具保有数

- ・車いす……10台
- ・アイマスク……118枚
- ・点字器……127枚
- ・白杖……2本
- ・高齢者疑似体験……18セット





3 常設災害ボランティアセンター

災害に強いまちづくりを目指し、災害時だけでなく、平常時から活動を行う常設型災害ボランティアセンターを平成28年4月に設置しました。災害時には、ボランティア募集や受入などのコーディネートを行い、平常時には災害についての研修を行っています。



浜大津に防災倉庫を保有しており、この倉庫の中には、災害時に使用するテントやスコップ、土嚢袋などの防災備品を備蓄し、「いざ」という時に備えています。また、この倉庫の外壁には、大津市社協公式キャラクターの“おおつ ひまりん”を描き、その周辺にはひまわり畑を耕しています。浜大津を明るく照らす夢の倉庫をぜひご覧ください。

平常時・災害時の業務

【平常時】

- ①災害ボランティア活動の調査、研究及び訓練の実施
- ②災害ボランティア活動の広報・啓発
- ③大津市をはじめとする関係機関、団体や市民との意見・情報交換及びネットワーク体制の整備
- ④災害ボランティア及びコーディネーターの育成
- ⑤市内で相当規模の被害には至らない災害が発生した場合の対応
- ⑥大津市外で発生した災害における情報発信や情報収集及び災害ボランティアセンター支援ほか、必要と認められる活動

【災害時】

- ①災害ボランティアの募集、受入及びコーディネートの実施
- ②被害状況及び必要な災害ボランティア活動の内容等の把握
- ③災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達
- ④災害ボランティアの安全管理
- ⑤大津市をはじめとする関係機関や団体との連絡調整
- ⑥その他、必要と認められる活動

個人・団体の災害ボランティア 事前登録を募集しています。

～困ったときは大津市社協へ～

7.

大津市社協の相談支援

1 総合ふれあい相談

本会では、ふれあい相談（心配ごと相談）事業で住民の困りごとを電話や面接でお聴きしています。普段の暮らしの中の心配ごとや悩みなど、いつでもお気軽に相談してください。

日頃の心配ごとをお聴きします。どんなことでもお気軽にご相談下さい。



秘密厳守・無料

大津市社会福祉協議会		電 話	実 施 時 間
		525-5250	平日 9:00～17:00
ふれあい相談	和 邇 公 民 館	毎月 第 1・3 水曜日	祝日除く 13:30～15:30 予約不要
	アルプラザ堅田	毎月 第 1・3 火曜日	
	坂本市民センター	毎月 第 1・3 水曜日	
	逢坂市民センター	毎月 第 2・4 水曜日	
	晴嵐市民センター	毎月 第 1・3 金曜日	
	南郷市民センター	毎月 第 1・3 月曜日	
	アルプラザ瀬田	毎月 第 2・4 火曜日	

※年末年始、お盆、祝祭日は除く

法律的な相談に対しては、顧問弁護士・顧問司法書士による専門的な相談も展開しています。

2 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金の貸付

生活福祉資金とは？ 低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯に対して、資金の貸付と必要な相談援助を行うことにより、その世帯の経済的自立や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

福祉資金には次の種類があります。

◆総合支援資金

生活の立て直しのために、生活費及び一時的に必要な貸付を行います。

◆福祉資金

転宅、罹災、疾病の療養や技能習得、生業を営むために必要な経費など、日常生活上一時的に必要な経費を貸付します。

◆教育支援資金

高校、大学、専門学校等に修学するために必要な経費や入学に際し必要な経費を貸付します。

◆不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付します。



お気軽にお問合わせください♪

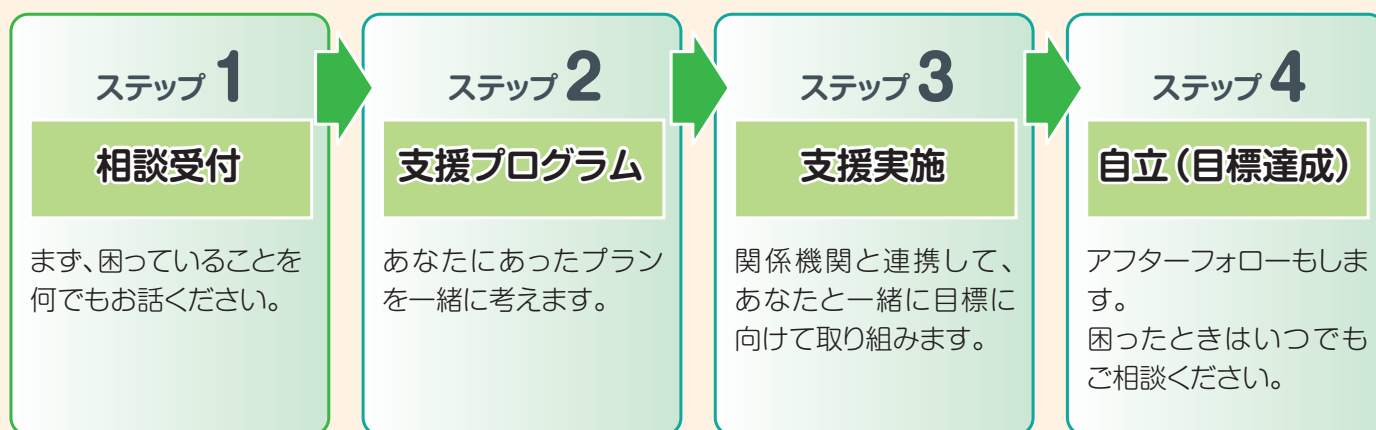
※この資金は貸付制度であり、返済の義務があります。返済能力も含めて審査を行うほか、資金に応じた条件等がありますので、詳細はお問合わせください。



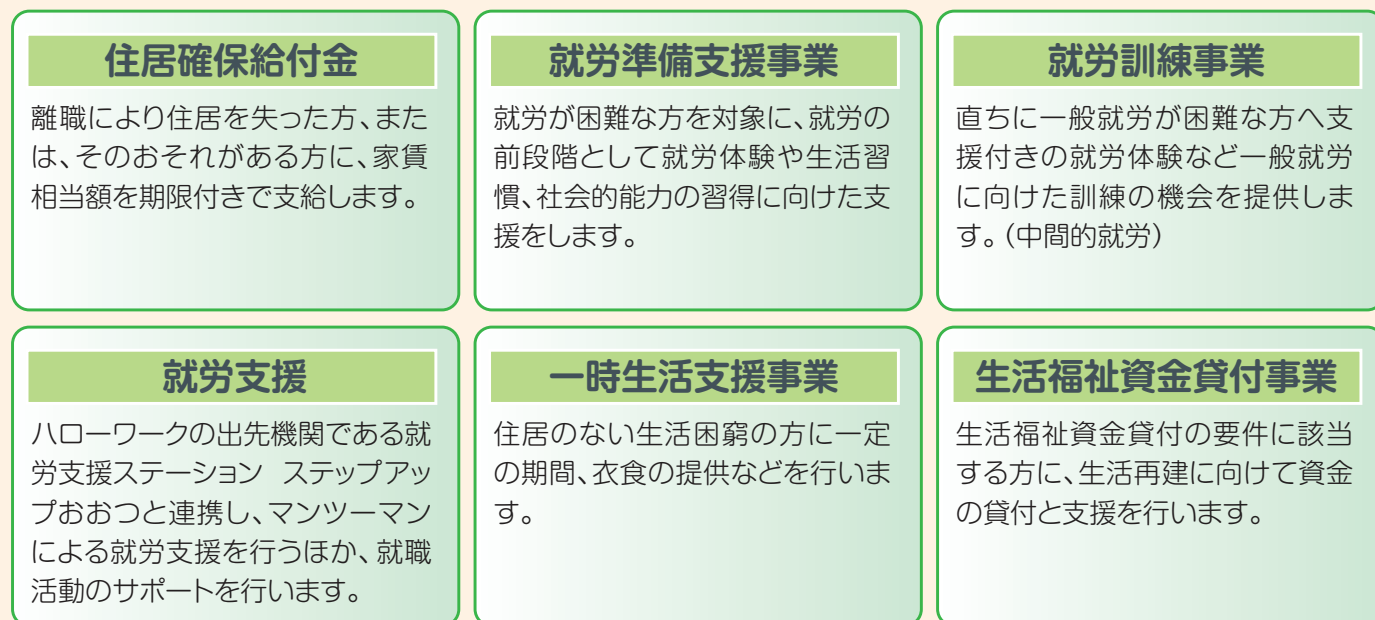
3 生活困窮者自立支援事業

大津市の委託を受け、生活困窮者自立支援制度の「自立相談支援事業」を実施しています。生活に関する困りごとや不安をお聴きし、具体的な計画と一緒に作成し、寄り添いながら生活課題の解決と自立に向けて支援を行います。

相談のながれ



支援メニュー



※法に基づくメニューのほかにもさまざまな社会資源を活用した支援を行います。

4 子ども若者総合相談窓口

大津市社会福祉協議会では、大津市の委託を受け、平成29年10月1日より、子ども・若者に関する悩みについてどこに相談したらよいかわからない方が気軽に相談できる窓口として、「子ども・若者総合相談窓口」を開設しています。

内容に応じて、大津市子ども・若者支援地域協議会や関係機関と連携し、多様なネットワークと専門性を活かした効果的かつ円滑な支援を目指しています。



人と話しをするのが
苦手…

学校に
行きたくない…



仕事が続かない…
どうして…

子どもと
どう接したら
いいの？

子どもの将来が
不安…



● これからのこと、一緒に考えます

● 必要に応じて、他の支援機関へつなぎます

「子ども・若者総合相談窓口」

受付時間

月～金曜日 9時～17時（祝休日のぞく）

完全予約制

対象年齢

大津市にお住まいの子ども・若者（15歳～）、
ご家族など

専用電話 ☎ 077-526-5316





5 支援物資(食料)の受け入れと活用

大津市社会福祉協議会では、「何日も食べていない」など緊急的な支援が必要な方のために、ご寄付いただいた食料品や日用品、電化製品などを提供しています。いただいた食料品は、金額換算すると年間200万円近くのにぼります。支援物資の提供により相談者の不安を軽減することができ、その後のスムーズな相談援助につながっています。

学区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を通じて、地域住民の方々や企業から多くの心温まる寄付をいただいております、ひとりの課題を地域で支え合うしくみが広がっています。



住民の方からご寄附でいただいた食料品

6 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業とは

日常生活の中で判断能力に不安がある方や福祉サービスの利用の仕方が分からない方を対象に、さまざまな手続きの支援や金銭管理・貴重品の預かりをとおして、その方の権利を守る事業です。

本会では、平成12年度に地域福祉権利擁護事業を開始し、合計約550件と契約を結んでいます。

● 対象となる方 ●

認知症高齢者

知的障害者

精神障害者

※診断や各種手帳の有無は問いません。
福祉施設入所中の方や入院中の方も利用が可能です。

● 具体的な支援 ●

① 福祉サービス利用援助

- ・福祉サービスの利用に関する情報提供をします。
- ・行政の手続きに関する支援をします（高額医療の申請、市営住宅の収入申告等）
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続きを支援します。

② 日常の金銭管理サービス

- ・生活費等の管理をします。（預金の入出金・生活費のお渡し）
- ・医療費・施設等利用料の支払いをします。
- ・税金や社会保険料、公共料金、家賃等の支払いをします。

③ 書類預かりサービス

- ・依頼に応じて大切な書類等をお預かりします。（年金証書、通帳、印鑑、契約書類、保険証書等） ※宝石や書画、骨董品、貴金属はお預かりできません。



● 利用の流れ ●



サービスは有料です。(相談は無料です。)

利 用 料

基本料金	1,000円／1年間
書類等預かりサービス料	3,000円／1年間
支 援	1,000円／1回

7 法人後見事業

法人後見事業とは

平成28年度から、法人後見事業を開始しました。法人後見事業では、地域福祉権利擁護事業の中では代理できない重要な法律行為（遺産相続、不動産の処分、施設入所の際にかかる契約など）を本会が成年後見人・保佐人・補助人となり、本人に代わって支援しています。地域福祉権利擁護事業で培ったノウハウや関係機関とのネットワークを活かしながら、長期的に継続して支援する法人後見の特徴を活かし支援します。

8. 大津市ファミリーサポートセンター

大津市ファミリーサポートセンターは、育児の援助をしてほしい人（おねがい会員）と援助をしたい人（まかせて会員）が会員となって、仕事と育児の両立や地域の子育てを応援する相互援助のための会員組織です。

● 活動の流れ ●



例えばこんな時に ご利用ください

週1回残業で、保育園のお迎えの時間に間に合わない。誰かに頼めたら...

子どもの参観日。下の子をみてもらえたら...

歯医者さんに行く間、子どもをみてもらえたら...

入会の手続きは

入会登録時に必要なもの

- ★印鑑
- ★写真2枚（スナップ可）
縦4cm × 横3cm / 縦2.5cm × 横2cm
- ★本人が確認できるもの
（例：運転免許証、健康保険証 etc.）

受付時間

- ★月～金曜日 / 9:00～16:30
- ※ファミリーサポートセンターの説明と入会受付は随時行っています。お越しになる日時を予め電話にてお知らせください。

電話 077-511-3150
FAX 077-511-3450



9. 赤い羽根共同募金運動

赤い羽根共同募金運動は、例年 10 月 1 日から始まる「地域福祉の推進のための募金」として社会福祉法で定められた募金活動です。

ご協力いただいた募金は大津市内の福祉活動や、滋賀県下の社会福祉施設の整備などに活用されています。大津市社会福祉協議会では大津市共同募金委員会の事務局として、共同募金運動を推進しています。



● 共同募金の使い道 ●



災害ボランティア支援

災害時のボランティアセンターの設置や災害時に使用する備品などに使われています。



ボランティア講座の開催

ボランティアを始めたいけど一歩が踏み出せない方等を対象にしている講座開催に使われています。



子どもの居場所づくり

地域の子どもたちを地域で育てる取り組みを応援するために使われています。



ひとり暮らし高齢者へお弁当の配食

まごころを入れたお弁当をひとり暮らし高齢者に配付し、高齢者の健康推進や見守り活動を行っています。

10.

広報事業 他

1 おおつ社協ニュース ひまわりの発行

ひまわりは年4回発行しており自治会の協力のもと市民へ配布しています。

地域福祉活動の紹介や大津市社協の動き、講座やセミナーの情報など様々な情報をお届けしています。



2 ホームページ・SNSの活用

本会では、ホームページとSNSを活用し、最新の情報を常に提供する体制を整えています。ホームページやSNSには、最新の講座やセミナーの情報だけでなく、本会の求人情報や各種事業の紹介など、幅広い情報をお伝えしています。



ホームページ
QRコード

H.P (http://otsu-shakyo.or.jp/)

3 募金型自動販売機の設置

地域福祉活動の新たな財源の一部として、募金型自動販売機を市内14カ所に設置しています。自動販売機の売り上げの一部は、市内の地域福祉活動や災害時支援活動の財源としても活用しています。



4 明日都浜大津大型看板設置

本会の事務所のある明日都浜大津に大型看板を設置しています。駅や国道からも見ることが出来るこの看板で、「見える社協」を目指しています。



5 車いす貸出事業

本会では、様々な団体からいただいた車いすを無料で最大2か月間貸し出す事業を実施しています。車いす利用者の主な貸出理由は、「怪我による一時的な車いすの利用」や「車いす購入までの一時的な利用」等となっています。





賛助会員の募集とご寄附のお願い

本会では、地域の皆様やボランティア団体、関係機関と連携しながら、本紙に掲載している事業の実施や団体の事務局を担うことで、地域福祉を進めています。地域福祉の良き理解者である皆様に、本会の趣旨や活動をご理解いただき、賛助会員への入会やご寄附で本会の運営にご協力していただきたく、お願い申し上げます。

賛助会費・ご寄附の使い道

皆様からいただいた賛助会費やご寄附は、大津市で実施されている様々な地域福祉活動に使われています。住みよい「まちづくり」をはじめ、困りごとを抱えた方の相談支援事業、地域で孤立しないように、つながり作りの拠点となる居場所づくり等に使われています。

大津市社協の 応援団になるには



左記の納付書をご利用いただき、お近くの郵便局にてお振込みください。ご協力いただきました方に、本会発行の広報紙「ひまわり」を送付します。また、ご協力いただいた方のお名前を広報紙に掲載させていただいておりますので、掲載の可否をお知らせください。

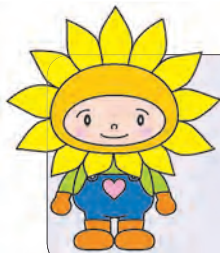
※振込手数料は無料です。

ありがとう！



一般 賛助会費	個人	1口/ 2,000円
	団体	1口/ 3,000円
	法人	1口/ 5,000円
特別 賛助会費	個人・ 団体・法人	1口/ 10,000円
寄附金	金額の指定は ございません	

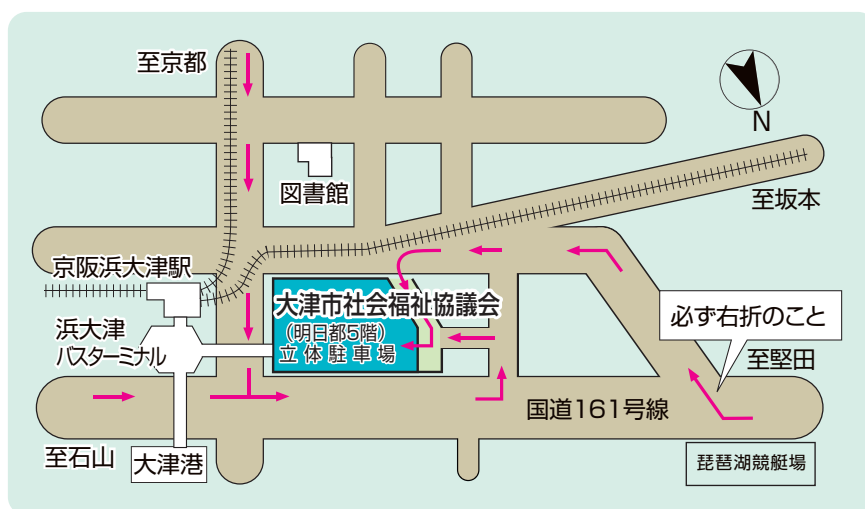
大津市社協 マスコットキャラクター



おおつ ひまりん

2017年（平成29年）に大津市社協の設立65周年記念、おおつ社協ニュース「ひまわり」が150号を発行したことを記念し「ひまわり」にちなんだキャラクターを作成しました。「おおつ ひまりん」は職員の案から生まれ、全体を大津市在住のデザイナー 山崎泰佑氏にデザインしていただきました。

●アクセス



社会福祉法人 大津市社会福祉協議会

事務局 〒520-0047 大津市浜大津 4 丁目 1-1 明日都浜大津 5 階
 TEL 077-525-9316（代表） FAX 077-521-0207
 URL <http://otsu-shakyo.or.jp/>
 Email info@otsu-shakyo.or.jp
 業務日時：月曜日～金曜日（土日祝、年末年始は休み）
 8 時 40 分～17 時 25 分

ふれあい相談 …………… TEL.077-525-5250
 子ども若者総合相談窓口 …………… TEL.077-526-5316
 大津市ファミリーサポートセンター …… TEL.077-511-3150
 地域・ボランティア支援グループ …… TEL.077-526-5336
 権利擁護支援グループ …………… TEL.077-526-5753
 自立支援グループ …………… TEL.077-526-5754